

- 1 日 時 令和5年1月19日（木）13時15分～14時40分
- 2 場 所 四街道市役所 本館3階 第2委員会室
- 3 出席者 1) 委員8名
樋口大輔委員（会長）、板倉正典委員（副会長）、古川智基委員、吉川武臣委員
山本孝委員、成田節子委員、横山武委員、豊田雅浩委員
- 2) 事務局
麻生裕文環境経済部長、青木洋昌副参事、仲田鋼太産業振興課長
黒岩正和産業振興課長補佐、三富千絵主事
- 3) 事業者（議題審議のみ出席）
株式会社 CIC：2名
- 4 議 題 (1) 会議の運営方法について
(2) 大規模小売店舗立地法に係る届け出について
「(仮称) ドラッグコスモス四街道店」
(3) その他

5 議事内容

司会（黒岩）	○開会 ・開会の挨拶 ・委員7名（途中から横山委員が出席し8名となる）のご出席をいただいております、 参考資料1 四街道市商工開発促進審議会 条例第9条第1項規定する過半数に達しているため、会議成立の報告。
鈴木市長	○市長挨拶 ・鈴木市長よりあいさつ
司会（黒岩）	○委員紹介 ・現委員は、令和4年6月1日からの任期となり、今年度初めて開催する審議会のため委員紹介を行い、委員からも自己紹介をいただく。
麻生部長	○職員紹介 ・部長以下、担当職員の紹介

司会（仲田）	○会長及び副会長の選出 ・参考資料 1 四街道市商工開発促進審議会条例第 7 条に基づき、委員の互選により選出するため、会長が決まるまで市長が仮議長となる。
鈴木市長	・会長について推薦のある方は挙手をお願いする。
吉川委員	・学識経験者の樋口委員はいかがか。
鈴木市長	・樋口委員の推薦があったが、いかがか。 ～異議なし～ 樋口委員に会長を選出する。
樋口委員	・了承
鈴木市長	・続いて、副会長について推薦のある方は挙手をお願いする。
山本委員	・県 OB、千葉県産業振興センターの理事も務めていた板倉委員はいかがか。
鈴木市長	・板倉委員の推薦があったが、いかがか。 ～異議なし～ ・副会長に板倉委員を選出する。
板倉委員	・了承
樋口会長	○会長あいさつ
板倉副会長	○副会長あいさつ
鈴木市長	○諮問 ・鈴木市長から樋口会長へ参考資料 1 四街道市商工開発促進審議会条例第 2 条第 1 号に基づき、大規模小売店舗立地法に基づく意見について諮問 ・鈴木市長は公務のため退室
司会（仲田）	・議事に入る前に、「(仮称) ドラッグコスモス四街道店」関係者 2 名の自己紹介 ～株式会社 CIC より自己紹介～ ・配付資料の確認 事前送付分「大規模小売店舗届出書」 本日配付分「会議次第」「委員名簿」「参考資料 1 四街道市商工開発促進審議会

条例」「参考資料2大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」「参考資料3大規模小売店舗立地法にかかる届出書に関する関係各課からの意見及び事業者からの回答」計6点。

司会（仲田）

・議長の選出

参考資料1四街道市商工開発促進審議会条例第7条第3項により、会長が議長となる旨記載されているため、樋口会長が議長となり会議進行。

樋口会長

○議題

(1) 会議の運営方法について

・会議運営上の確認事項

1. 本会議内容は、会議録作成の関係上、ICレコーダーで録音すること
2. 会議録における発言者名は「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則明記することとなっており、明記する取扱いとしたいこと
3. 会議録への記載は要点筆記とすること

・会議録の署名人に、古川委員と吉川委員を指名
～古川委員、吉川委員 了承～

・傍聴者の有無の確認

事務局（黒岩）

・室外を確認したところ、傍聴者はいない旨を報告

樋口会長

・会議途中で傍聴者が来た場合は、随時入室してもらうこととする。

(2) 大規模小売店舗立地法に係る届け出について「(仮称)ドラッグコスモス四街道店」

・事務局から説明を求める

事務局（三富）

・概要説明

「大規模小売店舗届出書」をもとに概要説明。補完資料として、届出書に添付されている各図面を拡大コピーして掲示、「参考資料2大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」を活用して説明。

【質問・意見等】

山本委員

・(店舗を)左折で出るというのは、実際守られないのではないか。県道は渋滞が多く、無理に右折をすると渋滞がより一層酷くなる。オープンの時だけでなく、

ガードマンの配置をしていただきたい。帰宅ルート（Aルート）は地元の人には通らない。栗山の団地の中を歩いていく。通学時間帯の子供たちの安全の確保も検討してほしい。

- | | |
|---------|---|
| 事務局（黒岩） | ・ オープン時やセール、年末年始はガードマンを配置していただきたい。状況をみながら対応していただきたい。子どもたちについては、朝はオープンの時間より前、通学路の指定は店舗と反対側であるが当然通るであろう。ガードマンをつけるなど状況に応じて対応していただきたい。 |
| 山本委員 | ・ 中高生も通る。自転車も多い。 |
| 事務局（黒岩） | ・ 看板など注意喚起をしていただきたいことはお願いしている。 |
| 山本委員 | ・ （道路に出る）従業員用（駐車場）出入口は通常、封鎖しているのか。 |
| 事業者 | ・ していない。 |
| 吉川委員 | ・ （届出書で示された来店・帰宅）ルートは現実的ではない。右折禁止のサインはあるか。歩道の幅がないので（駐車場1・2の間の市道から）県道に出る場合、自転車との接触がないか、死角になるならばカーブミラーの設置はあるか。 |
| 事業者 | ・ 市道と県道がぶつかる場所で我々は色んなことができない状態。ただ、ほぼほぼ専用道路になるだろうという協議の中で市道から市道（県道）への左折イン・左折アウトというのが警察からの指導である。看板で「駐車場が満車なので通り抜けてください」という案内しかできない。誘導員は、公道から公道への誘導はできないが、駐車場から市道の誘導はできる。右折禁止の看板もそこで大胆に立てられないというのが警察から言われていることである。オープン時はかなり誘導員を配置するので、そこで癖付けをする。チラシ等で誘導することを考えている。 |
| 吉川委員 | ・ あくまで駐車場から市道への左折イン・左折アウトで、市道から県道への指導はできないということですね。 |
| 事業者 | ・ そこに看板を立てることはできない。 |
| 吉川委員 | ・ 死角の問題はどうでしょうか。 |
| 事業者 | ・ 市道から県道に出る道路は左側に大きく開いている。なぜ右側に開いていないの |

かと警察からかなり言われたが、どうにもできない。建物を建てる時に安全性に問題があれば敷地内にカーブミラーや看板を設置する。

- | | |
|---------|--|
| 事務局（黒岩） | ・ドライバーがヒヤットする場面もあると思うのでやっていただいた方が良い。 |
| 事業者 | ・分かりました。 |
| 豊田委員 | ・駐車場1から2に渡る際、危険はないか。横断歩道をつけるとか、誘導員を1名ずつでは足りないのでは。 |
| 事業者 | ・誘導員はオープン時しかつけない。店舗前46台（駐車場1）だけ十分間に合う。左側（駐車場2）は使われないだろう。誘導員をつけるといっても、こちらの（駐車場1と2の間の）道路はほとんど交通量がない。警察との協議の中でも、市道なので横断歩道はつけられない。注意喚起の看板を設置しなさいと言われている。 |
| 事務局（黒岩） | ・オープン時1時間のピークは71台。平均すると1分間に1台強であり、店舗来店車両はそれほど多くない。 |
| 横山委員 | ・生鮮食料品は扱うか。 |
| 事業者 | ・コスモスは九州で約1000店出店。車で来てもらうというよりも、店舗の周りの年配の方々に毎日来てもらう。生鮮はなし。冷凍食品全体の50%いかにないくらい。プライベートブランドもかなり持っている。他の店舗と違うのは、ポイントカードがない。クレジットカードもなし。現金のみで安くする。店舗に70～100基の防犯カメラ。店舗内外で起きた事件、九州では検挙率No1。万引きすると次に店に入るとブザーが鳴る。
千葉10店舗。駐車場は半分埋まらない。休日も半分で済む。仮に足りないことがあれば人員配置考える必要もある。主な来客者は車の利用者ではない。 |
| 板倉副会長 | ・右折での入店は警察の取り締まりの対象になるか。 |
| 事業者 | ・なりません。 |
| 板倉副会長 | ・あくまで来てくれる方に協力をお願いするものか。 |
| 事業者 | ・そういうこと。周知するのみで、規制できない。罰せられない。入ってきた車にビラを配るなどができても、強制力はない。常識がないルートを設定したのは警察で、私共がこのようなルートを設定した覚えはありません。こういったルート |

	<p>で周知を下さいという厳しい指導があった。</p>
板倉副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードが使えない、徒歩圏1.5キロがターゲットとなると段々車で来るということもなくなってくるだろう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図を見るとわかりやすいが、年配の方が住んでいることを確認してターゲットとしている。届出（駐車場の台数）はかなり厳しい。千葉・埼玉での経験上、1時間30台で良いというところ。 ・実際は1.5キロもないが、車でということを考えて1.5キロとしている。細い道で考えるときりがないので、幹線道路で考えるというのも基本である。1時間20～30台を想定。それ以上の台数になり問題があれば警察と協議する。
横山委員	<ul style="list-style-type: none"> ・1000平方メートル超えなければ届出が必要ないのに、なぜ少しだけ超える1160平方メートルなのか。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍食品を置くには、プラス110～150平方メートルでもコスモスとしては商売をするのに大事な面積。1100平方メートルあれば、そのうちの200平方メートルはあまり変わらないことのように思われる。また今回のような交通問題や駐車場も必要なくなる。これがコスモスの商売のやり方であり、他の店と異なるところ。
吉川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣のお客様をとということなら、裏手側（従業員用駐車場出入口）も自転車が通れるようにした方が良いのでは。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車も歩行者も通れる。
吉川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りが自転車で通るのは危険。コスモスができたから事故が増えたとなっはならない。横断歩道にボタンをつけるとか、十分安全に配慮いただきたい。
山本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前の横断歩道は信号がない。夜間は横断歩道を照らすなど、県道を渡った側の方が年配者は多いと思う。ライトをつけるなら市役所か。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・看板をつけるのでそのライトで多少明るくなるが、横断歩道のためにライトは難しい。
山本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道を照らすライトがある。
事務局（黒岩）	<ul style="list-style-type: none"> ・それは（市役所）内部での話になる。

山本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・撤退ということになったら、他が入って交通量が変わる、駐車場が足りなくなるなどないか。撤退して他が入ることが四街道は多い。当初の話と変わってきたらどうなるか。
事務局（黒岩）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届を出してもらおう。状況が変わり周辺への影響が大きくなるのであれば審議会を開いてということになる。
山本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・それはお願いしたい。他が入ってそのまま商売するということが多い。
吉川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民をターゲットで採算が取れるか。撤退という話があったので。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一番最短で200メートルごとにある。中長距離から人を呼ぶというより、店舗の周りがターゲット。このあとも四街道市内で2,3店舗の出店を考えている。そういったようなお店もある。
豊田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今のご時世、クレジットカードも電子マネーも使えない。時代に逆行している。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・全く使えないこともない。都内のいくつかの店舗では、クレジットカードや交通系カードなどが使える。埼玉10店舗、千葉10店舗やるなかでそういうお声が多い。ドラッグストアに行くとき、特に女性は使えるところを選ぶ。ここ2,3年で九州から出てきたので、そういうところを勉強しているのでは。これまでは現金で安くいうところで商売をしてきた。
板倉副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の問題もある。廃棄物の回収時間について、届出書12ページに午前8～9時、9～10時それぞれ1台、13ページでは、8～22時となっている。整合性は？
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時、22時になることはないが、遅れた場合を考慮して幅を持たせている。8時、9時が（12ページ）通常のパターン。
板倉副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音予測資料2ページを見ると廃棄物収集の音が一番大きい。遅れるにしても12時までとか、届出に22時となっていると、これが常態化してその時の店長が変わるなど「届出が22時だから良いんだ」となっては困る。夜はやらないとしていただかないと。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の予測をするためにこういう表現になっている。6～22時に何台あるかというのが評価の対象となる。私共は夕方にするということはない。
板倉副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・整合性がとれないといけないのでは。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・12ページは荷捌き施設にきちんと止まれる時間で、これが60分を超えると処理できなくなるということ。書き方は事業者と相談する。夜やるということはない。
樋口会長	<ul style="list-style-type: none"> ・他にありますか。ないようでしたら、これで審議を終了します。続きまして、答申となりますので、事業者の方にはご退室いただきます。 <p>(事業者退室)</p>
板倉副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の問題と住宅地であるから騒音の問題についてではないか。
古川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・渋滞するので、別の道を抜けていきますよね。ナビもあるので他の路地を入れていくこともある。ナビは渋滞が増えると別のルートも出てくる。学校もありますし交通安全のことも。
山本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・右折されてしまうと、仮に1時間に5台であっても渋滞になる可能性もある。
横山委員	<ul style="list-style-type: none"> ・(来店するまでのルート上に) ヤックスもウエルシアもあるからそういう意味ではまだいいのかなど。
吉川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市内はすでにオーバーストアですよ。警察のルートは、アオキヤヤックスを通る。そちらへ入ってしまう。 <p>先ほどの説明で市道に立て看板を設置できないという話だったが、敷地内ならできるわけですから、右折禁止という大きな看板を出していただきたい。立てなければ右折で入ってきてしまうが、立てることで10台のうち7台でも「やめておこう」ということになれば、大分緩和される。</p>
山本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーカドーでも右折禁止の看板・誘導員がいても右折する。でもそれがなかったらみんな右折してしまう。
板倉副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今仰ったように10台のうち7台でもやめてくれれば違う。
吉川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・抑止力になる。
山本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「禁止」と書けるか。「ご遠慮ください」か。
事務局(黒岩)	<ul style="list-style-type: none"> ・そういった意見は出していただいて、事業者に判断してもらおう。審議会としては、懸念される事項を出していただく。

- 山本委員
- ・大きい看板を立てると、(駐車場から出る際に歩行者や自転車が) 余計に見えにくくなるのではないかとも思う。
- 板倉副会長
- ・(看板は)「右折禁止」か。
- 山本委員
- ・「当店への右折禁止」とすれば良いのでは。
- 樋口会長
- ・当審議会としては諮問に対して、交通への配慮、右折での入退店への配慮をお願いしたいということ。廃棄物回収時の騒音への配慮をお願いしたいということで答申する。答申文については、本日の質疑応答を確認しながら、事務局と私、副会長で調整する。
- 山本委員
- ・もう1点いいか。県道側にフェンスはできるか。
- 事務局(黒岩)
- ・それは聞いていない。
- 山本委員
- ・それではそこは明るく広がるということか。フェンスがあるかないかで子どもたちや歩行者に対しても見えやすい。もう一度確認していただきたい。吉川委員が言うように、あまり大きい看板で見えにくくなることはないように。
- 樋口会長
- ・それではもう一度確認する。答申文については、本日の質疑応答を確認しながら、事務局と私、副会長で調整する。いかがでしょうか。
～異議なし～
 - ・その他、何か意見等あるか
～意見なし～
- 司会(仲田)
- 閉会
 - ・閉会の挨拶